工賃（賃金）向上計画　Ｑ＆Ａ（記載要領）について

１　工賃向上計画と賃金向上計画について

|  |  |
| --- | --- |
| 質問 | 回答 |
| 工賃向上計画と賃金向上計画があるが、その違いは。  単独の就労継続支援Ｂ型事業所だが、工賃向上計画と賃金向上計画の両方を記載する必要があるか。 | 工賃向上計画と賃金向上計画の違いは以下のとおりです。  ○工賃向上計画  工賃を支払う就労継続支援Ｂ型事業所(就労継続支援Ａ型事業所で雇用契約を締結していない利用者がいる場合含む）が作成する。  ○賃金向上計画  賃金を支払う就労継続支援Ａ型事業所が作成する。  なお、単独の就労継続支援Ｂ型事業所は、工賃向上計画のみを提出いただくようお願いします。 |

２　工賃（賃金）実績報告について

|  |  |
| --- | --- |
| 質問 | 回答 |
| 就労継続支援Ａ型事業所や就労継続支援Ｂ型事業所において、毎年報告することとなっている「工賃（賃金）実績報告」はどうなったのか。 | 工賃向上計画又は賃金向上計画の「Ⅰ」の表に記載いただくことが「工賃（賃金）実績報告」となりますので、同計画については、必ず提出いただくようお願いします。 |

３　多機能型事業所について

|  |  |
| --- | --- |
| 質問 | 回答 |
| 多機能型事業所の取扱いはいかが。 | 多機能型事業所については、それぞれの事業毎に記載してください。  ただし、生活介護等対象となっていない事業所との多機能型については、就労継続支援Ａ型（賃金向上計画）又はＢ型（工賃向上計画）の内容のみの記入となります。 |

４　事業所の情報欄について

|  |  |
| --- | --- |
| 質問 | 回答 |
| 事業所情報欄の「多機能型移行の有無」の記載方法はいかが。 | 平成30年度内に多機能型事業所へ移行した場合のみ、「有」と記入してください。 |

５ 「Ⅰ 目標工賃の設定、工賃実績等（目標賃金の設定、賃金実績等）について」

|  |  |
| --- | --- |
| 質問 | 回答 |
| (1)2018年度（平成30年度）実績とは平成30年11月（開所した月）から、平成31年3月31日までのことか。 | お見込みのとおりです。  2018年度（平成30年度/H29.4.1～H30.3.31）内の実績を記載願います。 |
| (2)平成29年度に支払う予定であった工賃（右記、「余剰金」という。）を、平成30年度に賞与として払っていた場合、どのように記入すればよいか。 | 本計画は、平成30年度の平均工賃（賃金）月額等の報告の内容も含まれています。  平均工賃（賃金）月額・時間額の計算方法は、国の通知（※）によると、平成30年度内（平成30年4月1日～平成31年3月31日）に支払った工賃（賃金）総額を算出しなければなりません。  そのため、当該余剰金は、表の「売上（生産活動に係る事業収入）」に計上して、「工賃支払総額」に反映されるよう記載願います。  ※就労移行支援事業、就労継続支援事業(Ａ型、Ｂ型)における留意事項について(平成19年4月2日障障発第0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知) |
| (3)平均工賃（賃金）時間額に係る記載は、必須か。  また、「延べ生産活動時間数（時間）」  は、「各日の各時間毎の工賃（賃金）支払対象者の延べ人数を各日毎に算出して、その全ての日の延べ人数の合計する」とされているが、具体的にはいかが。 | 従前どおり、国の通知(上記欄の※)により、報告（記載）は必須です。  「延べ生産活動時間数（時間）」は、平均工賃（賃金）時間額の算出に係る項目の欄であり、単位数は「延べ人数」を「延べ生産活動時間数」と読み替えています。具体的には、以下のとおりです。  （例）  4月1日Ａさん6時間、Ｂさん5時間  4月2日Ａさん6時間、Ｂさん5時間  ➟合計２２時間（延べ人数）と考えます。 |
| (4)工賃向上計画において、自事業所では自立支援給付費や別の事業会計等から工賃分に充当しているため、2018年度（平成30年度）の「支払工賃総額」がマイナスになる。その対処は。 | 今回、工賃向上計画に新たに「他会計等からの充当額」の記入欄を追加（修正）しました。  なお、国からの連絡（H30年6月12日確認）によると、従前から、工賃とは「生活活動に係る事業の収入から生活活動に係る必要な経費（利用者に支払う工賃（賃金）を除く。）を控除した額に相当する金額」であり、本質問の様な場合、指導の対象となるとのことでしたので、早急な経営改善をお願いします。 |
| (5)「工賃（賃金）支払対象者の延べ人数（人）」の欄については、但し書きで、「月の途中において、利用開始又は終了した者に関しては、当該月の工賃（賃金）支払対象者から除外できる等」とある。  月の途中において、利用開始した者の当該月に支払った工賃の額は、経費に含めればよいか。 | 「工賃（賃金）支払対象者の延べ人数（人）」欄等は、国の工賃（賃金）実績調査記入要領や、国の通知（※）を参考にしています。  そのため、本質問の場合も、同通知を参考に「利用開始した者の当該月に支払った工賃の額」は「支払工賃総額」から除外される様に、「経費」に含めて記載願います。  ※　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10 月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知） |

６　「Ⅲ　就労支援事業（生産活動）の現状、課題、工賃向上のための具体的

方策（取組）について」

|  |  |
| --- | --- |
| 質問 | 回答 |
| 「（９）工賃向上計画の推進体制」の記入欄が足りないが、シート名には、「行列の追加不可」との記載がある。  別紙１にも記載する項目がないが、その対処はいかが。 | 本質問の場合は、当該欄に行を１つずつ、挿入（追加）いただくようお願いします。  また、「別紙１」のシートに記載出来る様、記入欄を追加しましたので、そちらに記載いただいても構いません。 |

７　「Ⅳ　障害者就労施設の物品買入れ・役務提供情報リストについて」

|  |  |
| --- | --- |
| 質問 | 回答 |
| (1)本項目の目的・意図は何か。 | 本項目は、各事業所の発注増に繋げること等が目的であり、記載いただいた内容は、県のホームページに掲載する予定です。官公庁や民間事業者向けに積極的に記載願います。  また、事業所において必要性がある場合（必要性がない場合は除く）、その物品等のみを記載していただいても構いません。 |
| (2)最大提供可能量とは。 | 最大提供可能量とは、各事業所で提供できる物品等の内容（年間○又は月○等）です。  なお、「活用例等」の欄などにより、適宜、補足説明してください。 |